

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 及川卓美

岩手県人事委員会規則第11号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 給与条例第36条又は給与等条例第27条の2第5項に規定する人事委員会規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から8時間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあつては、8時間に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間又は8時間に給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に18を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例第4条又は給与等条例第26条の3の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、人事委員会の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 給与条例第36条又は給与等条例第27条の2第5項に規定する人事委員会規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間から8時間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあつては、8時間に勤務時間等条例第2条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間又は8時間に給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）に<u>当該年度における勤務時間等条例第10条又は給与等条例第26条の9に規定する祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数</u>を乗じて得た時間を減じた時間とする。ただし、勤務時間等条例第4条又は給与等条例第26条の3の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、人事委員会の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。